

# 富山県農林水産部 工事写真における黒板情報の電子化に関する運用指針

## 1 目的

富山県農林水産部の工事等において受注者が納品する写真については、農林水産部土木工事施工管理基準に基づき、工事写真中に工事名、工種、作業内容等の情報を記入した黒板を写し込むこととされている。

この黒板に記載する情報について、電子情報として複写体画像と同時に記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真管理の効率化を図ることを目的とする。

## 2 適用

黒板情報の電子化の適用範囲は、写真を納品する必要がある工事及び業務とする。

## 3 使用する機器・ソフトウェア

黒板の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「農林水産部土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目について電子的記入が出来るもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

## 4 機器等の導入

機器等は、受注者が準備するものとする。

（参考）使用機器の事例

URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。

## 5 写真の納品

黒板情報の電子化を行った写真（以下、「黒板電子化写真」という。）を工事完成時または業務完了時に納品する際には、受注者が URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて黒板電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

## 6 機器等の導入に必要な費用

機器等の導入に必要な費用は、次表に示す費目に含まれるものとし、別途の積み上げ計上は行わない。

項目	費目
工事	技術管理費の写真管理に要する費用
地質、土質調査業務	間接調査費の施工管理費
測量業務	直接経費のその他
設計業務	直接経費のその他の機械器具損料

## 7 その他

- (1) 本運用指針に基づく黒板情報の電子化は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]及び、[土木調査設計業務編]」の「3 電子納品に関する運用」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (2) 従来の黒板と電子黒板との併用を可能とする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用した場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

## 8 特別仕様書の記載例

特別仕様書は、以下の記載例を参考に作成するものとする。

第〇〇条 工事写真における黒板情報の電子化について
1 本工事（業務）は、「工事写真における黒板情報の電子化」の試行対象工事（業務）であり、受注者が希望すれば「工事写真における黒板情報の電子化」を実施できるものとする。
2 「工事写真における黒板情報の電子化」の詳細は、「富山県農林水産部工事写真における黒板情報の電子化に関する運用指針」によるものとし、下記の富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。 <a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00012136-017-01.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00012136-017-01.html</a>

### 附 則

この運用指針は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事及び業務から適用する。

### 附 則

この運用指針は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事及び業務から適用する。